

正しくごみの分別ができていますか？

市ではごみの分別を11種類に区分しています。

- ▼燃やすごみ ▼埋立ごみ ▼粗大ごみ・小型家電
- ▼容器包装プラスチック ▼ペットボトル ▼びん類 ▼缶・金属類 ▼古紙・衣類
- ▼使用済乾電池 ▼使用済蛍光管等 ▼廃食用油

この11種類の中で、「ごみ」と呼んでいるもの以外は、「資源」として扱っています。(燃やすごみ、埋立ごみ、粗大ごみについては、皆さんから出された後、選別し、一部資源化しています。)

「ごみの分別」とは、単純にごみを分けることではなく、リサイクルの原料として再び利用できるように分別を行うことです。皆さんは、正しく分別ができていますか？

●食品などで汚れた容器やペットボトル

汚れた容器包装プラスチックは、容器包装プラスチックではなく燃やすごみとして出してください。また、ペットボトルは、キャップとラベルのみが容器包装プラスチックです。


汚れたものは何でも燃やすごみに出していませんか。弁当のパックや惣菜のパック、納豆の容器など食品の汚れが付いたものでも、洗って汚れが落ちるものは容器包装プラスチックとしてリサイクルができます。

びんや缶、ペットボトルなども中身が残っていたり、たばこの吸殻などが入っていたりすると、リサイクルの妨げになります。きれいに洗うようにしましょう。

●薬品や化粧品のびん

埋立ごみとして出してください。リサイクルできるびん類は、飲料用のびん類です。

●硬いプラスチック製品

歯ブラシやハンガー、おもちゃなどは、埋立ごみとして出してください。容器包装プラスチックに出せるのは、マークの付いたものです。

より一層のリサイクル推進のために、正しい分別にご協力ください。

